

日本歯技

The Journal of the Japan Dental Technologists Association

October 2023

10

特集

歯科技工士の労働災害保険 について【前編】

～始まっている【特別加入】を
正しく理解するために～

学術

●テクニカルレビュー

プレスセラミックスの製作と有用性

●テクニカルレポート

デジタル時代における

歯科技工所経営のあるべき姿

—歯科業界の最新動向をもとに、

デジタル時代とどう向き合うべきか

Yohko



公益社団法人

日本歯科技工士会
JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

<https://www.nichigi.or.jp>

「風にゆれて」 大志田 洋子

歯科技工士の労働災害保険について

～始まっている「特別加入」を正しく理解するために～

前編

全国歯科技工士労災保険センター

令和5(2023)年4月から、ワンマンラボの歯科技工士向けの「労災保険特別加入」が始まりました。そもそも労働災害保険とは、どういうもので、“何ができるようになったのか”を確認しましょう。



公益社団法人日本歯科技工士会会長 森野 隆
労働組合福祉協会理事長 川嶋 秀生
進行：常務理事 大西 清支
Coordinate：副会長 下澤 正樹

大西清支常務理事(以下、大西)

「労災保険特別加入」の意味と内容について、日技の森野 隆会長と専門家である労働組合福祉協会の川嶋秀生理事長に伺います。

森野 隆会長(以下、森野)

労災保険は、従業員の業務上の災害を補償する制度ですが、これが事業主に起きた場合には給付の対象にはなりません。そこでかねて、事業主も同じ業務に従事する場合や「兼務役員」など中小企業の経営者が労災保険に加入できる制度がありました。

幸いに2022年からワンマンラボの歯科技工士がこ

の特別加入制度の対象に加われました。そこで日技が受け皿となる独立会計の団体を立ちあげて、所管行政の認可を受けて募集を開始しています。その内容を詳しく、分かり易く伺います。

◆労働者災害補償保険法の基礎

川嶋秀生理事長(以下、川嶋)

労災保険とは労働者災害補償保険(以下、「労災保険」)の略称で、1947年の労働基準法と共に施行された労働者災害補償保険法(労災保険法)により制度が

労災保険	一般加入 (従業員を雇用する歯科技工所)	特別加入 (ワンマンラボの歯科技工所)
加入義務	強制加入(経営者に加入義務)	任意加入(自分で判断)。補償日額も自己選択
対象の災害	業務災害・通勤災害	業務災害・通勤災害
加入手続	労働基準監督署に保険成立届を提出	特別加入団体(日技の全国歯科技工士労災センター)を通じて加入申請書などを提出
健康診断	なし	「粉じん作業」に従事した期間により、加入時健康診断が必要

開始されました。

労働基準法では、その第8章災害補償の条文の中で労働者が業務上の災害を被った場合、使用者に対し金銭による補償を義務付けています。

人を雇って事業を営み利益を得ている使用者は、たとえ事故の発生に過失がなくても全てそ

の責任で補償すべきだという無過失責任の原則によるものです。

しかし会社に十分な支払能力がないときや、大きな事故が起こって一度に多額の補償をしなければならなくなったときには、労働者に対してこの規定通りに速やかな補償を行うというのが非常に困難だと思われます。

そこでどんなケースが生じた時でも被災労働者が迅速かつ適正な保護が確実に受けられるように国、つまり政府を運営主体とする労災保険の制度が定められたのです。

また、この労災保険制度では、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働者の安全、衛生の確保を図り、労働者の福祉の増進に寄与することも目的としています。

保険料は全て事業主負担、療養補償給付を受ける際にも患者負担は一切ないという、他の社会保険には見られない特徴があります。

さてここで労災保険の成立と展開を振り返りましょう。

戦前、労働者の業務災害補償については、1905(明治38)年の鉱業法、1911(明治44)年の工場法、1931(昭和6)年の労働者災害扶助法などによって事業主の災害補償責任が徐々に確立されていき、その為の

Q7. 現在の勤務先の労働保険（労災保険・雇用保険）加入状況

勤務者全体では、「加入している」88.6%、「加入していない」9.3%となっている。

		(%)		
		加入している	加入していない	無回答
n=				
勤務者全体(2021年)		88.6	9.3	2.1
勤務先種別	歯科技工所	87.8	12.2	
	歯科医院(診療所)	91.3	7.4	1.3
	その他	100.0		
勤務者全体(2018年)		84.0	10.7	5.3
勤務者全体(2015年)		81.2	13.9	4.9
勤務者全体(2012年)		83.3	14.5	2.3
勤務者全体(2009年)		78.6	11.4	10.1

図1 2021(令和3)年『歯科技工士実態調査』から

公的保険として1922(大正11)年に健康保険法、1931(昭和6)年には労働者災害扶助責任保険法などが制定されていきました。

そして戦後の1947(昭和22)年にはこれら様々な扶助を統合し、労災保険法が施行され使用者の災害補償責任が保険化され、療養補償、休業補償、障害補償などを給付する労災保険制度の骨格ができました。

さらに労災保険はその後の歩みの中で、使用者の災害補償責任の範囲を超えて、被災労働者やその遺族の生活保障の色彩を強めてきました。

●労働保険給付経験の有無

	N数	ある	ない	不明
全体(H12)	468	13.9	82.3	3.8
歯科技工所	160	11.3	86.9	1.9
歯科医院	235	16.2	81.3	2.6
国立病院	26	—	100.0	—
市立病院	9	44.4	55.6	—
その他	34	8.8	91.2	—
不明	14	14.3	21.4	64.3

図2 2000(平成12)年『歯科技工士実態調査』から

1960年・70年代の昭和後期には適用対象、給付内容を充実させ、一時金だけでなく補償の長期化・年金化も行われ長期傷病者補償制度、今回テーマの特別加入制度や障害補償の一部年金化と国庫補助、通勤災害に対する補償給付、特別支給金、傷病年金給付などの制度が導入されました。

1990(平成)年代に入ってから、介護の社会化、職場での精神的負荷、過労死と言った社会問題への対応が目立つようになり、その為の給付の新設や指針も策定されました。

労災保険は、現在では社会保障を考えるうえで欠かせないものとなっています。

森野 すると労働者災害補償保険は、文字通り“労働者”が加入するわけですね。

現代の日本では、経営者は誰か人を雇えば、必ず加入させなければならないのですよね？

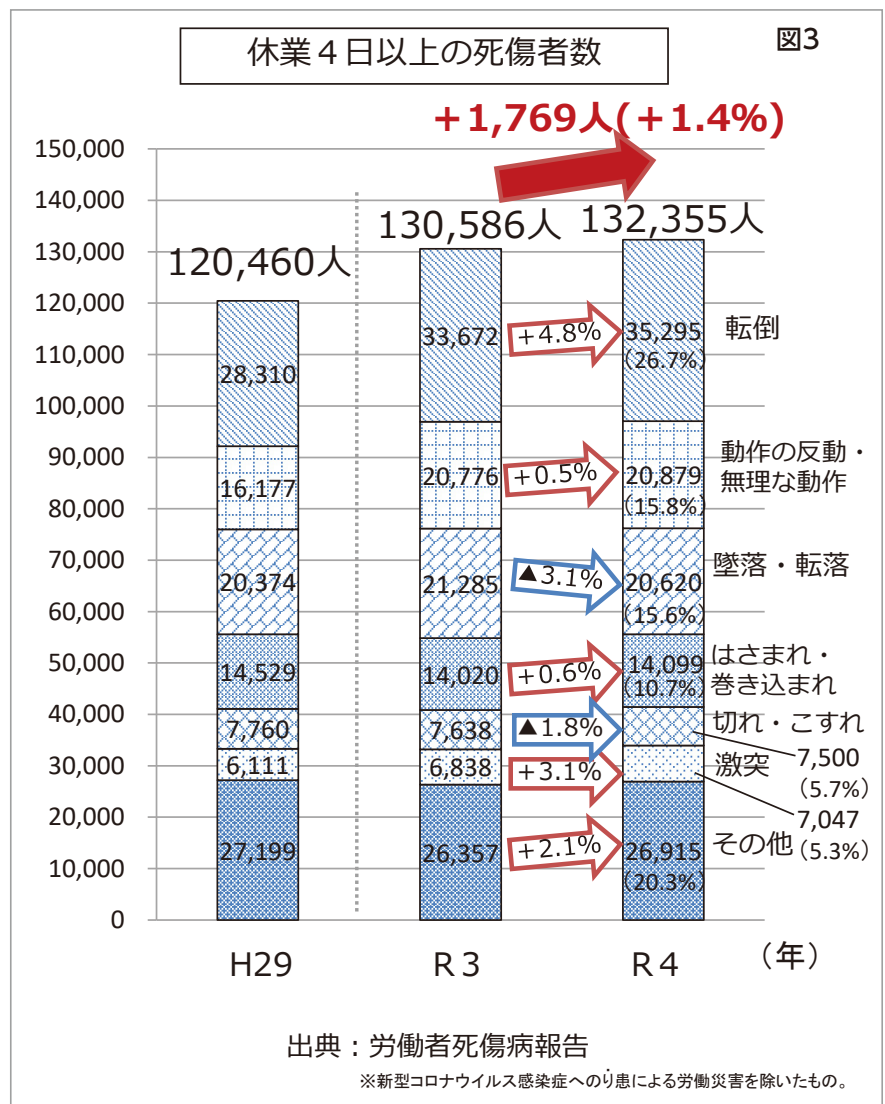
大西 そうです。この点について以前の歯科技工士の社会には未加入が見られました。

『歯科技工士実態調査』の記録では、勤務者の労働保険の未加入は、1997年調査では21%でしたが、2000年時点で16%と改善し、直近の2021年の未加入者は9%です(図1；2021年調査)。

森野 これを見る限り、歯科医療機関でも未加入のところがあります。これは驚きですが、確かに全体としてはこの20年で改善しています。しかし本来、雇う側はすべての労働者を労災保険に加入させなければならないわけですから、改善の余地はありますね。

さて加入している被保険者つまり労働者の利用についてですが、勤務歯科技工士は労災保険をどの程度、使っているのでしょうか。データはありますか？

大西 はい。2000年時点で約14%が利用しています(図2-2000年調査)。



川嶋理事長に伺います。日本全体での最近の労働災害について業種別の発生件数や傾向、また発生原因などはどうなっていますか？

川嶋 厚生労働省が令和4年の『労働者死傷病報告』で把握した「労働災害による休業4日以上死傷者数」は132,355人(前年比1,769人増)と過去20年で最多となりました。

そして業種別では製造業で約3万人、建設業で1.5万人、陸上貨物運送事業で1.7万人弱と、この3業種で全産業労働災害の4割以上を占めています。

発生原因については「転倒」が最も多く平成29年比で25%増、次いで「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」と続きますが、これら原因別推移は図3をご参照下さい。

全産業における労働災害の発生における業種別の

死傷者数には当然、多寡があります。業種ごとに、多い少ないがあるのです。そのため労災保険率(年間賃金総額への掛け率)は業種別に細分化され、その労災発生の危険度に応じて高低の設定がなされています。

大西 年間13万人を超える人々が「4日以上^{ひとり}の休業」で労災適応を受けているのですね。補償を受ける家族を含めれば、かなりの数になりますね。

各職業別の保険料の“率”については、あとで詳しく伺います。

◆歯科技工界での労働災害

森野 ^{おやかた}先日、中堅層の歯科技工士さんから「“一人親方”という言葉に違和感がある」という感想をいただきました。

この用語は労働法制の中で使われたきた行政用語なのですが、意味としては“ワンマンラボの自営業者”だったり、“フリーランス歯科技工士”と考えて良いのでしょうか？

川嶋 はい、確かに一人親方という言葉はなかなか馴染みがないかもしれませんね。一人親方等とは労働者を使用せずに特定の事業を行う個人事業主やその家族従事者のことを指しています。従来は独立した建設業の職人に対するイメージが強かったと思いますが、一部特定の条件が満たされていれば一人親方と呼ぶことができます。(図4)

森野 なるほど。

話を労災保険の利用率に戻します。

『歯科技工士実態調査』では、勤務歯科技工士の1

図4

<専従者も加入できるのか？>

ワンマンラボでは自営業者の妻が“専従者”として日々、外廻り業務として車を運転している場合がある。

この特別加入制度に専従者が加入していれば、交通事故にあっても「過失割合に関係なく、補償の対象」に成り得る。

専従者の加入については、後編でお知らせする。

割から2割が利用しているとあります。

一方、ワンマンラボの自営する歯科技工士は、一人で複数の技工業務をこなしながら、これに歯科医院への集配や患者立ち合いなどの際の自動車運転が加わります。おそらく全てのワンマンラボでは、自賠責に加え、別段の民間保険に入っていることでしょう。そうした場合に、この業務上の自動車事故に関する労災保険はどうなっているのでしょうか？

川嶋 労災保険の特別加入による補償は、あくまでもご自身の身体に関わる事のみが対象ですので、相手方に対する慰謝料や車両破損等への賠償金は当然、自動車保険でカバーすることになります。

また、被害者は治療に際して労災保険か自動車保険のどちらかを選択することができますが、労災保険であれば治療費等についての自己負担はありません。民間保険ですと支払日数に限度がありますので、選択できる給付項目については労災補償の方を選ばれる方が良いでしょう。

具体的には、事故の治療に通う医療機関が労働災害保険指定医療機関(労災指定医療機関)であれば、「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第5号)を医療機関の窓口提出すれば、医療機関が直接、管轄の労働基準監督署に医療費を請求するため、患者は医療費を支払う必要がありません。

もしも労災指定医療機関以外の医療機関で治療を受けた場合は、いったん医療費の全額を自分で払う必要がありますが後日、医療機関から取り付けた証明書等を整備し労働基準監督署に請求すれば、全額を仮払いした負担者に戻すという手順です。

どちらにしても労災保険であれば、国民健康保険のような“自己負担3割”はありません。

大西 車の事故は、常に責任の程度がはかられ、“過失割合”というのでしょうか、ジュウゼロとかゼロジュウとかは稀で、自分としては何も悪くないと思っても数割の責任を負わされたことがあります。

私は法人の経営者なので加入する健康保険での治療ですが、短い入院でも医療費は結構な金額です。ましてこれが業務上となると、医療機関の対応はどうなるのでしょうか？

川嶋 病院では業務中の災害と伝えた時点で当然に労災保険の対象と判断しますが、もしもワンマンラボの自営業者が特別加入していない状態で業務中に事故に遭われたら、国民健康保険を使って治療を受けることになります。ただし国民健康保険は、労災保険と異なり自己負担は原則3割で、そもそも休業補償制度自体がありません。

参考まで、業務上の災害であっても代表者が健康保険を使えるのは、法人内被保険者5人未満等の場合であり、それ以外は全額自費となります。

大西 それは、意外に知られていませんね。

川嶋 はい。

次に、自動車事故で民間保険を使う際の留意点ですが、仰るように被害者の過失割合に応じて支払額が減額されるケースが多々あるのです。

例えば、ご自身が赤信号で停止していた際に後方から追突されたような場合には、相手側の責任が100%となりますが、交差点の事故など、双方の車両が動いている時に発生した事故については「Aさんの責任が○%でBさんの責任が□%」と認定される事が一般的です。あわせて100%というわけです。こうなった場合、たとえ相手側(加害者側)の自動車保険で病院に全額治療費を払っていたとしても、ご自身の過失割合分については、あとで慰謝料の金額から差し引かれてしまうこともあり得ます。

これが労災保険であれば、仮に自分の過失が原因で起きた事故でも治療費を全額受け取れ、過失相殺されないのです。この“自己負担の心配なし”は労災特別加入の高い優位性だと思います。

森野 これは大きい。

川嶋 はい。また労災保険の手続きをされると「特別支給金」も支給されます。

これは労働福祉事業の制度によるものなので、自動車保険との「二重取り」は問題にならず、支給調整の対象にもなりません。

さらに労災保険には民間保険のような限度額の概念が基本的になく、例えばケガが治癒せず治療が長引いたとしても打ち切られるような事はありません。

この『治癒』についてですが、労災保険においては

健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、引き続き医療行為を行っても、効果が期待できなくなった状態をいいます。なお、労災保険と民間保険との比較について簡単にまとめた資料をご用意しましたのでご参照ください。(後編に掲載)

森野 歯科技工士は手先の仕事です。入院中はもちろんですが、退院しても手にギブスをつけての技工はできませんし、手指を包帯で覆っているだけでもマトモな作業はできません。つまり、収入が減ります。

この労災保険特別加入は、このような場合に、どうなりますか？

大西 病気やケガで“働けない者への給付金”については、労働者と自営者と二つを分けて考えましょう。

勤務する歯科技工士の場合には、健康保険に『傷病手当金』という制度があります。これは、業務上ではない原因で3日間以上連続して病気やケガで働けず現に仕事を休んでおり、医師等が医療の観点から労務不能と認めた期間に対して、会社が給与を支払っていないなどの要件が揃った場合、「届出済みの標準報酬月額から計算される日額報酬の3分の2」、つまり約6割あまりを4日目以降の日数分だけ積算し、健康保険から給付される制度と聞いています。これはあくまで業務上ではない原因の場合が対象です。

片や、勤務歯科技工士が業務上の病気やケガで働けない場合には、休業3日目までは会社から補償金を受け、休業4日目からは、結果として8割が労災保険から補償されると聞いています。

さて本題です。自営業でワンマンの労災保険特別加入の場合には、こうした業務上の病気やケガで働けない自営業者に対してはどういう制度があるのでしょうか？

◆最大の特徴は『休業補償給付』

川嶋 労災保険特別加入には、『休業(補償)給付』という給付種類があります。

これは業務や通勤による傷病の療養のため「労働

することができない日」が4日以上となった時、休業4日目以降、1日につき給付基礎日額の8割が支給されます。そして支給される期間は治療費等と同じように「治療するまで」となっています。ただし、これで補償が打ち切りになるわけではなく、手厚い制度として更に次の補償種目が用意されています。

なお、通常の労働者の労災保険休業補償給付では「賃金が支払われていない又は少ない」という要件があります。他方、特別加入では報酬が支払われていても支給対象となり、所得の有無は問われません。

ただ、全部労働不能であることが支給要件にありますのでご注意ください。具体的には、①入院中である事②自宅で就床加療中または安静加療中(医師の指示によるもの)であること ③通院加療中であって歯科技工士の業務が全くできない状態であることの「いずれか」に該当する場合が給付対象です。

森野 なるほど、半分働けるから半額給付という制度ではない。

しかし、労働者が受け取るには会社が報酬を支払っていない場合という前提がありますが、特別加入では事業所が報酬を支払い続けていても労災からの支給はある。会社が報酬を支払っていないという前提は要らない。そういうことですね。

川嶋 はい、おおむねそういう制度です。

先程、支給額の説明で用いた「給付基礎日額」は任意に選択できますが、基本的には加入時の所得水準に見合った額を選択することをお勧めします。例えば、月の収入が30万円なら、給付基礎日額を10,000円とします。(30万÷30日=1万) ただしこの考え方に拘らず、任意に日額を設定できますので日額が高ければその分、手厚い補償を受けることができるのです。

大西 この給付基礎日額は加入者が自分で任意に決められるのでしょうか？

またその自分が決めた給付基礎日額によって、治療や補償に差はありますか？

川嶋 この「給付基礎日額を自分で決められる」という点が、労災保険特別加入の大きな特徴です。

この給付基礎日額はどの金額レベルを選んででも必要な治療が無料で受けられ、労災指定病院等以外の

病院において治療を受けた場合でも、治療に要した費用が全額返還されます。自らの介護に要した費用も日額の多寡にかかわらず一定額が支給されます。

同時にこの給付基礎日額は、労災保険によるほとんどの現金給付の算定の基礎となります。具体的には、休業補償給付、傷病補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料の支給額を算出するにあたって、例えば、障害の等級が7級であれば障害補償給付では給付基礎日額の131日分が年金として支給されます。

大西 年金というからには毎年でしょうか？「介護の費用」がこの特別加入で補償対象とは知りませんでした。

そうすると介護補償給付を除く現金給付の補償分野については、給付基礎日額5,000円で加入するのと日額25,000円で加入するのとでは、それらの給付金の基礎額が5倍違うわけですね。

川嶋 確かにそうなります。

◆ワンマン歯科技工士に想定される 災害事例(補償の対象)

森野 歯科技工士の労災保険の“利用の話”に戻ります。

勤務する歯科技工士で1割から2割が利用しているという、その給付対象はどのようなものなのでしょう？

保険である以上、予め給付対象は文言として決まっていると思います。歯科技工所の一人親方の場合、どのような状況が考えられますか？

川嶋 給付対象は、業務災害と通勤災害の二種です。歯科技工士の特別加入での「業務災害」の対象は、

図5 業務災害の認定基準

- ・歯科技工士法第二条に規定する歯科技工士が行う歯科技工及びこれに直接附帯する行為。
- ・作業のための準備・後始末、機械等の保管、事務作業等を通常行っている場所における作業及びこれに直接附帯する行為等

図5に掲載したように「歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業」です。火傷とか切り傷など予め特定されているわけではなく、業務災害の認定は個別の事業ごとに労働基準監督署長が行います。

◆保険料率と保険料額

大西 労災保険特別加入の保険料率は、業種ごとに異なっています。歯科技工士の料率は“一般事務職”と同率で 3/1000となりました(図6)。これは、他業種の保険料率と比較して非常に有利です。

歯科技工職は、常に切削器具を素手で使い、すぐそばに高温の炉があり、破片が飛び、火炎も使います。そして自動車による移動もある。それにもかかわらず一般事務職と同率の 3/1000の保険料率で労災保険に加入できることは経済的合理性が高い、極めてお得だと感じました。

休業時の補償についてですが、対象であるワンマンラボの歯科技工士の一部には「以前から県民共済や民間の休業補償保険などに加入しているので、特別加入は要らない」との話も聞きます。しかし、この保険料、つまり掛け金では大きな差があります。

この図7にある労災保険特別加入の保険料は、月額ではなく、年額なのでしょうか？ 日額3,500円の掛け金が年額3,831円って、あまりに安くて、ピンと来ませんが…。

川嶋 県民共済には業務中に限らず24時間を保険の対象とするといった安心できる点もあります。ただ

図7 給付基礎日額と年間保険料部分
(加入者は、これに手数料が付加し納入します)

給付基礎 日額	年間 保険料
¥3,500-	¥3,831
}	}
¥25,000-	¥27,375-

し、支払う保険料で得られる給付金額や補償(保障)される範囲は圧倒的に労災保険がまさっており、ケガ等で生活が立ち行かなくなった時、生活を支える助けとなれるのは明らかに労災保険の方でしょう。

この労災保険の特別加入制度は営利を目的としていないため当然ですが、同じ保険料でその内容を比較していただけると民間で販売されている休業補償タイプの保険に対して圧倒的に手厚いことがお分かりになると思います。

そして特にご年齢が高い方には、顕著にその差が表れます。労働災害の発生率が高く、休業日数も長引く傾向にあるご高齢層の方々をはじめ、あらゆる層の歯科技工士の方々に、この労災保険特別加入で守りを固めていただけますと、制度発足に関わらせていただいた私としても幸いに存じます。

大西 ありがとうございます。

「歯科技工士の労働災害保険について－後編－」では、①「障害給付」②「遺族への制度」③「専従者の加入」を確認したうえで、④「どのように申し込むのか」、⑤「日技会員のインセンティブ」などをお示し、併せて⑥「事前健診の制度と加入時の考え方」と⑦「いざという時の請求手順」について伺います。

～始まっている〔特別加入〕を正しく理解するために～
－後編－へ続く

図6 第2種特別加入保険料率表(部分-抄)

特別加入の種類	料率
陶磁器製造の作業	17/1000
自動車を使用して行う…運送の事業	12/1000
金属等の加工、洋食器加工作業	15/1000
歯科技工士が行う事業	3/1000

労働者災害保険の特別加入

歯科技工士

Q1

「ワンマンラボの歯科技工士が労災保険に加入できる」と聞きました。何の募集ですか？

A1

国の労災保険です。正式名称は「労働者災害補償保険」。この“労働者”のための制度に自営業者やフリーランス等を対象とした『特別加入』という制度があり、歯科技工士もその対象に認められました。

Q2

労働災害って、どういう内容ですか？

A2

仕事中や通勤中のケガや病気です。歯科技工所としての仕事を原因とするケガや病気と認定されれば、補償を受けることができます。このホショウは、保証ではなく“補償”。これは損害をつぐなう、埋め合わせするとの意味ですから、休業期間への給付や遺族給付などを含んで助けてくれるのです。

Q3

自営業のワンマンラボですが、国民健康保険には入っていますよ。それとは違うのですか？

A3

国民健康保険での医療費の自己負担は基本的に3割です。労災保険には、国民健康保険のような個人負担分はありません。社会保険診療が認める対象の病院代や薬代など必要な治療費の10割分が労災保険から支払われます。また自分で“休業補償の日額”を決められ、加入に年齢制限はなく、高齢を理由に料率は上がりません。

Q4

自営業なので、毎日のように車で往復しています。これも対象ですか？

A4

はい、通勤時はもちろん、業務の為の移動中の災害も対象となります。保険料率は、業種ごとに幅があります。自動車での運送事業者は12/1000つまり1.2%ですが、この歯科技工士特別加入では3/1000。この料率は、ラボに居たまでも、毎日6時間以上走っても変わりません。「掛け率」は0.3%、運送業の4分の1です。

Q5

後遺症や亡くなるような場合、年金や遺族への給付はありますか？

A5

後遺障害に対しては、第1級から第7級には障害補償年金が支給され、第8級から第14級には障害補償一時金が支給されます。労災が原因で加入者が亡くなった場合には、遺族は労災保険から給付金を受け取れます。この労災遺族給付は、国による遺族への経済支援ですから加入者に過失があっても遺族の受給に支障はありません。

Q6

事前に健康診断を受けるのでしょうか？

A6

一定の方には、手数料は生じますが、国が健診費用を負担し、加入時健康診断を受けていただきます。

以上

詳しくは <https://shikagikoushi-rousai.org> へ

社会保険とは

社会保険とは「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるように、国の責任で保険の仕組みを利用し実現しようとする社会保障制度の一環。強制加入を原則としている。

社会保険

狭い意味(狭義)の社会保険 = 公的医療保険 + 公的年金 + 介護保険

広い意味(広義)の社会保険 = 「狭義の社会保険」 + 「労働保険」

労働保険

労働保険 = 労災保険(労働者災害補償保険) + 雇用保険

日本歯技

The Journal of the Japan Dental Technologists Association

December 2023

12



特集

歯科技工士の 労働災害保険について【後編】

～始まっている【労災保険特別加入】を正しく理解するために～

学術

●テクニカルレビュー

3Dプリンターレジンへの造影効果付与の試み

●サイエンス

歯科技工業務の時短・効率化の為に取り組んでいるポイント
～デジタル時代のアナログテクニック～



Yoko



公益社団法人

日本歯科技工士会
JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

<https://www.nichigi.or.jp>

「美しい夜Ⅱ」 大志田 洋子

歯科技工士の労働災害保険について

～始まっている「労働災害保険特別加入」を正しく理解するために～

後編

全国歯科技工士労働災害保険センター

KeyWord

労働災害保険、自営者自身をどう守る、ワンマンラボ・専従者、休業給付金、障害補償、遺族給付



公益社団法人日本歯科技工士会会長 森野 隆
労働組合福祉協会理事長 川嶋 秀生
進行：常務理事 大西 清支
Coordinator：副会長 下澤 正樹

大西清支常務理事(以下、大西)

前回に引き続き、令和5(2023)年度から始まった、ワンマンラボへの「労働災害保険の特別加入」について伺います。

森野 隆会長(以下、森野)

この制度に特別加入すれば、業務上のケガや病気への“治療費”に加え、治療期間中の“休業補償”が得られる。この点について確認します。

医療保険には、自営者自身への休業補償制度はありません。しかし、出来ることなら補償は欲しい。

そこで歯科技工士の中には、別な費用で「社会一般を対象とした休業補償制度」に加入しているかたも居られるし、掛け金が高いので加入していないかたも居る。それぞれがご自分の選択です。

一方、この「労働災害保険特別加入」には、3/1000という極めて低い料率で、休業補償が付いている。これは、かなり有利ですね。

大西 そうなのです。歯科技工士業に対する料率は、業務災害の発生率や災害の度合いも低い事務職と同等の3/1000料率が適用されるのです。この有利さは誰にでも判るでしょう。

そしてその補償は、治療期間中の補償にとどまりません。集配で移動中の交通事故などで想像できるように、“後遺障害”が残る事象も補償対象です。

歯科技工士ですから手が動かなくなるなど考えたくもありませんが、そういう万が一に備えるのが損害保険です。

この点について川嶋理事長に伺います。

後遺障害が残った場合、つまり“生きていて、仕事ができない状態”になった場合、この特別加入には、どのような補償があるのでしょうか？

◆障害給付

川嶋秀生理事長(以下、川嶋)

業務災害や通勤災害によるケガや病気が治癒(ちゆ；症状固定)したとき、身体に一定以上の障害が残った際には、等級によって支給方法が異なります。労働能力の喪失の程度の重い障害等級である1級～7級の場合は、給付基礎日額の313日～131日分の障害(補償)年金が支給されます。また、8級～14級の場合は、給付基礎日額の503日～56日分の障害(補償)一時金が支給されます。

そしてこれら障害等級の認定は、労働基準監督署長が行なっています。

森野 なるほど。

例えばその給付…正確には『障害(補償)給付』というのでしょうか…、その給付額の算定の基となるの

が自分で決めることができる「給付基礎日額」なのですね。

大西 仮に、給付日額10,000円を選択して加入するとします。この場合、ひと月分の“労災保険料”は912円あまり、つまり一年間で10,950円です(図8)。

もちろん加入には事務経費(会費)がありますから、年間9,600円がかかります。加えて日技に未入会のかたには、入会金が加算されます。

この給付基礎日額10,000円の場合、障害年金のおおむねの支給額はどうなるのでしょうか？

川嶋 はい。支給額を決める障害等級は、残存障害の等級に応じ第1級から第14級までの14段階に区分されています。

例えば「両目の視力が0.02以下になったもの」として2級認定された場合は

$[10,000円 \times 277日分 = 277万円]$

が要件に該当する限り毎年支給されます。加えて障

図8

給付基礎日額は3,500~25,000円のなかから自分で選ぶ

給付基礎日額	10,000円	25,000円
	日技会員	日技会員
年間の労災保険料	10,950円	27,375円
年会費	9,600円	9,600円
入会金	0円	0円
初年度支払総額	20,550円	36,975円

害特別支給金が一時金として支給されます。

次に「神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」として5級認定された場合は

$[10,000円 \times 184日分 = 184万円]$

が毎年支給されます。

また、年金ではなく一時金支給となる12等級には「1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの」「1上・下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」「1手の示指、中指または環指の用を廃したものの」があり、これら認定を受けた場合は

$[10,000円 \times 156日分 = 156万円]$

が一時金として支給されます。加えて障害特別支給金が一時金として支給されます。

森野 これは、治療中の休業(補償)給付金も同じでしょうが、例えば、給付日額を10,000円ではなく25,000円を選択した場合、給付額はどれになりますか？

会費は、給付日額の多

●労災保険給付の概要図

図9

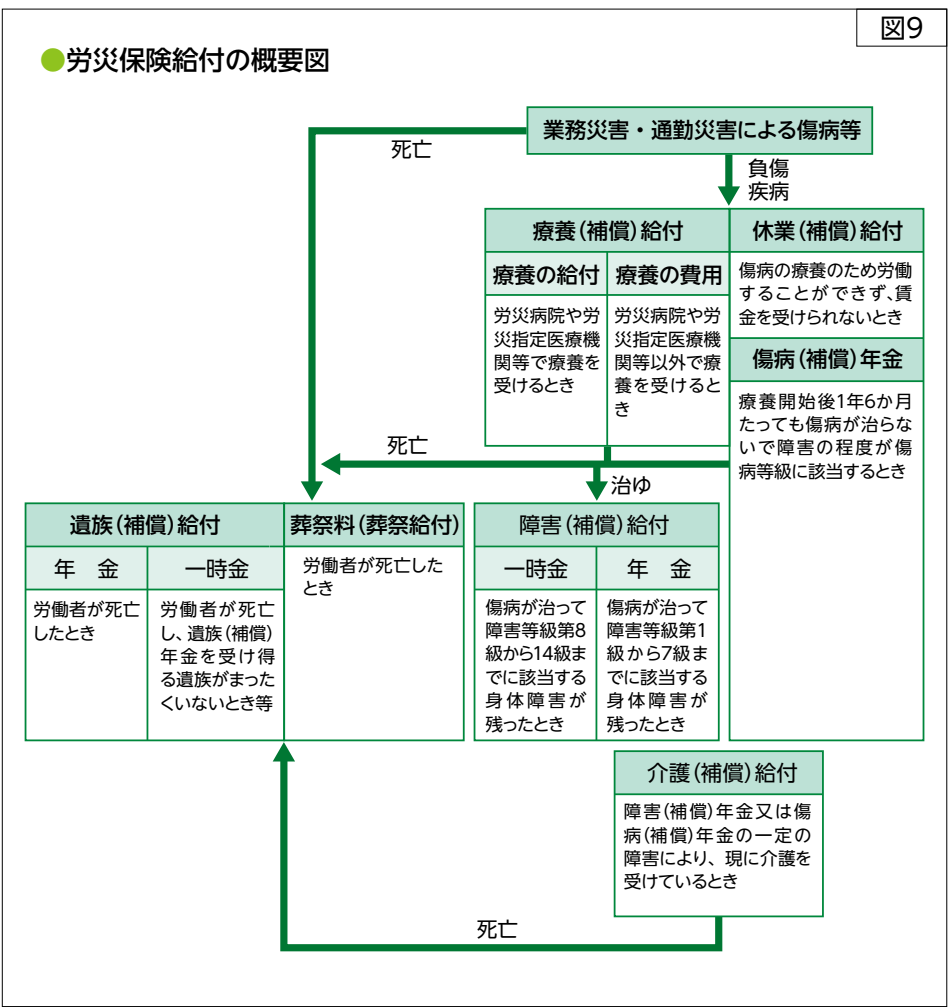


図10

Q3 特別加入時に健康診断が必要となる場合があるのは、どうしてですか？

(A) 労災保険の特別加入は任意の制度で、希望する時に加入できることとなっていることから、加入前に既に傷病に罹患(りかん)していて加入が承認されたのち直ちに当該疾病について業務災害として保険給付の請求を行うといった事態が生じます。

これらの請求に対して保険給付を行うことは、保険の原理に反することになりかねません。特別加入時健康診断は、こうした不合理が生じないように、特別加入希望者のうち一定の方について健康診断の受診を申し出いただき、加入時の健康状態を確認し、これにより特別加入者に係る保険給付を適正に行い、特別加入制度の健全な運営を図るとしていることによるものです。

(全国歯科技工士労災保険センターのホームページから転載)

<参照>厚生労働省「特別加入制度のしおり(一人親方その他の自営業者用)」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

い少ないに関わらず、同額でしょうか？

川嶋 はい。10,000円が25,000円となると給付基礎日額が2.5倍となりますので、先程の2級認定の場合ですと年間277万円が692.5万円、5級認定の場合ですと年間184万円が460万円となります。また12等級認定の場合では156万円の一時金支給が390万円となります。会費につきましては、任意に選ばれる給付基礎日額の多寡にかかわらず一定です。

なお「給付基礎日額」の選定においては、加入時の所得水準に見合った額が目安となりますが、加入者が自由に選べます。

大西 手続きとしては、前年度の所得証明から定まるのではなく、自分で任意で決めて良いのですか？

川嶋 はい。加入されるかたの申請に基づいて労働局長が決定します。

◆「遺族への給付」

大西 考えたくはありませんが、後遺障害の先には死亡も有り得ます。おそらく自営する歯科技工士ですから大なり小なり生命保険は掛けているでしょう。しかし年齢によっては掛け金もそれなりに高いので、補償額は様々でしょう。

その点でこの特別加入では、そうした“万が一”の際に、残された遺族へはどのような補償があるのでしょ

川嶋 はい。遺族の生活保障をするために支給され

る補償には遺族(補償)年金と遺族(補償)一時金の2種類があります。

被災者の死亡当時、その収入によって生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(一定の高齢または年令(18歳以下)要件あり)の方々が受給資格者となります。給付額は遺族の数に応じて決まり、<遺族が一人の場合>給付基礎日額の153日分または175日分、<2人の場合>201日分、<3人の場合>223日分、<4人の場合>245日分の遺族(補償)給付金が毎年支給され、配偶者はご自身が亡くなるまで終生、受給できます。受給資格のある遺族がいない時は、その他遺族に給付基礎日額の1000日分が遺族補償一時金として支給されます。なお遺族の数にかかわらず、遺族特別支給金として300万円が一時金として支給されます。

また葬祭料としては、31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額、または給付基礎日額の60日分のうち高いほうの額が加算されて支給されます。

◆特別加入時健診制度と補償対象との関係

森野 先日、あるベテランの歯科技工士さんが「歯科技工はじん肺の仕事だから、労災保険の特別加入はできない」とおっしゃったと聞きました。この誤解を解き、特別加入時健診と加入内容との関係を整理してください。

大西 はい。まず歯科技工士という職種を理由とし

て特別加入が申請できないということは、全くありません。

そしてこの歯科技工士の特別加入には、歯科技工士を雇用している従業員100人以下の労災適用事業所の経営者が利用できる「中小事業主用」の労災保険特別加入があります。おそらく従業員を雇用する多くの歯科技工所開設者はこの枠で加入していると思います。そして今回始まった「一人親方」用の労災保険では、ワンマンラボの開設者が任意で特別加入できます。

なお、このどちらの特別加入に際しても「通算3年以上、粉じん作業を行う業務に従事していたか」を判断し、加入時に『じん肺健康診断』を受ける場合があります。

森野 なぜ、加入時健診が要るのですか？

大西 はい。図10はその説明です。詳しくは厚生労働省「特別加入制度のしおり(中小事業主等用・一人親方その他の自営業者用)」を参照してください。

森野 一人親方の特別加入でも、考え方は同じですね。次に、「粉じん作業」とはどういう状況のことを示しているかを知りたいですね。

大西 はい。加入時健診の対象業務となる粉じん作業については「じん肺法」で定められています(図11)。なお、「ただし書き」とおり対象とならない場合もあります。

森野 あくまで例えですが、加入時健診について、ふたつの場合をお尋ねします。

ひとつは、加入時健診を受けて、じん肺の初見が

検査結果に表れた場合。もうひとつは、加入時健診を受けないで、その後にじん肺の病状が現れた場合です。

川嶋 はい。これは制度全体の運用として、職種を限らずにお話しします。

加入時健診の結果、特別加入予定者が既に疾病に罹患していると認められる場合は、次により特別加入について制限を行う事になっています。

- (a) 特別加入予定者の症状又は障害の程度が、一般的に就労する事が困難であり、療養に専念しなければならないと認められる場合は、従事する業務にかかわらず、特別加入は認められません。例えば、じん肺管理区分の管理4に相当する方や、すでにじん肺の合併症に罹患している方は認められないことになります。
- (b) 特別加入予定者の症状又は障害の程度が、当該業務からの転換が必要と認められる場合は、当該業務に係る特別加入は認められません。例えばエックス線写真の像が、じん肺法で定める第3型又は第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められる方は、粉じん作業を行う業務を除く業務に限り特別加入を認めることになります。
- (c) 特別加入予定者の症状又は障害の程度が先に述べた(a)及び(b)の程度まで進行していない場合は、特別加入の制限は行われません。

なお参考までに申しますが、このたび始まった特

図11

「粉じん作業」とは、「粉じん作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業」(じん肺法第2条第1項第3号)とされ、「粉じん作業の範囲」は以下のように定められています。

＜粉じん作業の範囲＞(じん肺法施行規則別表(第2条関係))

※歯科技工士が行う作業に関連するであろう第7項を抜粋

7 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業。

ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。

別加入でじん肺健診を受診されたかたは現時点(10月現在)で十数名おられました。加入制限を受けた方はおられませんでした。これは、加入時においては先の(a)(b)に該当していない体況であったという結果は記録され、当局が認識したということになります。

森野 なるほど。事実上、夏に始まった加入実務では、じん肺健診を受診した結果、加入が制限された事例は見当たらなかったのですね。

それは良かった。

川嶋 はい、そうです。

それでは、健診を受けた場合と受けなかった場合とについて、もう少し詳しくみてみましょう。

加入後にじん肺が発症し労災請求を行った際に、「未受診で特別加入された方」と「受診で特別加入された方」の評価は当然、異なるのではないかと存じます。

特別加入者にかかる業務上の災害として「保険給付の対象となる疾病」は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるのです。「特別加入前に発症した疾病」及び「特別加入前の事由により発症した疾病」に関しては、保険給付は行われません。

加入時健診結果の取扱いで(c)の制限なく特別加

入が認められた方が“加入後にじん肺に罹患した”として保険給付を請求された場合労働基準監督署は、特別加入前又は加入後の有害因子への暴露(ばく露)の“いずれがじん肺発症の有力な要因であるか”について医学的に判断する事になります。その結果、加入時点における疾病の程度及び特別加入後における有害因子の暴露(ばく露)の濃度と期間等からみて“加入前の業務に主たる要因がある”と認められる場合には、保険給付は行われません。逆に“加入後の業務に主たる要因がある”と認められる場合には、給付対象です。

なお、特別加入前の労働者としての業務従事期間がある場合には、その期間の有害因子への暴露(ばく露)の状況も十分調査、考慮され、労働者としての間の業務がじん肺発症の有力な要因となっている場合には、給付手続きが行えることとなります。

大西 さきほどの森野会長の二つの設定から考えれば、加入時健診を受けて「検査結果にじん肺の所見がある方であっても、加入後に「じん肺症状以外で労働災害に認定された疾病」は支給の対象です。

この加入者の場合には、「じん肺症そのものへの治療行為」は労災の補償対象から外れていますから、「じん肺症への受診・加療」は加入している医療保険で治療を受けることになります。もちろんケガや事故への補償は、この加入時健診にはまったく関係しませんので、当たり前に特別加入枠で治療や補償を受けることができます。つまり、加入時健診でじん肺について先ほどご説明戴いた大きな所見が見つかったうえで加入する者は、『じん肺部分は補償対象から外して労災保険に加入している』ということです。

なお加入時健診を受けないで加入していたとしてもケガや事故への補償には何ら影響を及ぼしません。

こういう制度設計ですから、加入時健診を受けるか受けないかは、自分の過去と将来予想から自分で考えればいいわけです。

◆どのように申し込むのか

森野 それでは申込手続きについて伺います。

図12

＜専従者の特別加入＞

自営の歯科技工所では、配偶者や家族が「専従者」として自動車での外廻りや事務・整頓などの業務で働いている場合があります。つまり専従者にも業務上のケガ等是有り得る。

この特別加入では、こうした専従者(ただし家族従事者に限る)も年齢や業務する時間にかかわらず3/1000の料率で加入できます。

また、ワンマンの歯科技工士自身が特別加入しない場合でも、専従者だけで加入することもできます。なお、日技会員の専従者の場合、入会金はゼロ円としております。

ワンマンラボの歯科技工士が加入しようと思ったら、具体的に何をするのでしょうか？ どこに、どのように申し込むのでしょうか。

高齢者には、加入できるか加入できないかとか、パソコンやスマホの不慣れもあるでしょう。この点はどうでしょうか？

大西 はい。一般に出回っている保険商品には、高齢を理由に入ることができない保険がたくさんあります。運よく入ることができても、高齢者の保険料は明らかに高い。その点からすると労災保険は加入年齢を問いません。保険料は年額ベースですから、むしろ高齢者には有利な保険なのです。

ご高齢に限らずインターネット機器に不慣れでもっと知りたいかたは、全国歯科技工士労災保険センター事務局に電話でお問い合わせください。入力代替や、入力等の操作方法も丁寧にお伝えしておりますのでご安心ください。

パソコンやスマホで『歯科技工・労災』と検索すれば、[全国歯科技工士労災保険センター]がヒットします。行っていただくことは、「試算とお申込み」の窓からの[料金シミュレーション]です。いつから加入し、いくら給付基礎日額を選び、保険料や会費はどのようになるのかの仮計算から始めてください。専従者は図12のように加入できます。

料金シミュレーション>

森野 検討した結果、申し込みを決めたら、次にどうするのでしょうか？

川嶋 申込手続き時には、予め運転免許証などの顔写真のある公的証明書と歯科技工士免許証の画像をご自身の情報機器内に準備いただきます。次に、加入月と給付基礎日額、そしてじん肺作業従事の有無を選んで下さい。そして準備いただいた2点の証明書の画像を申込と同時に送信いただければ、申込手続きは完了します。

そして申込み後送信される入金案内のメールに従い保険料等を送金いただければ、翌営業日には、事

務局が当局への加入手続き申請を済ませます。

ここで、じん肺健診を受けないかたは5日以内に加入手続き完了の通知が届きます。じん肺健診を受診されるかたについては入金確認後、労働基準監督署から送付された健診必要書類一式を郵送いたしますので、当局が指定する医療機関にて健診を受けて下さい。健診料は無料です。

この健診結果を指定の医療機関と東京労働局の医務担当者が精査し2～4ヶ月後に加入承認となりましたら加入の完了通知をお送りします。このような場合でも労災保険は加入申請時に遡(さかのぼ)って有効となりますので、会員用マイページから「労災保険特別加入者証」にてご確認ください。

森野 加入手続きは判りました。

次に、ケガや事故が起きて労災保険の給付を請求するにはどうするのでしょうか？

◆いざという時の請求手順

川嶋 労災の請求をされるときは、先ず当センター事務局宛てに会員マイページの中にある「労災発生入力フォーム」より報告をお願いしています。

これを受け事務局では労働基準監督署へ提出すべき必要な書類等をご登録のメールアドレスへ送信いたします。報告方法や記入方法、その後の流れなどご不明な点は全国歯科技工士労災保険センター事務局(TEL：03-5761-8338)での電話によるご相談をご活用ください。また、入力方法等を身近な人にサポートいただく事もお勧めします。

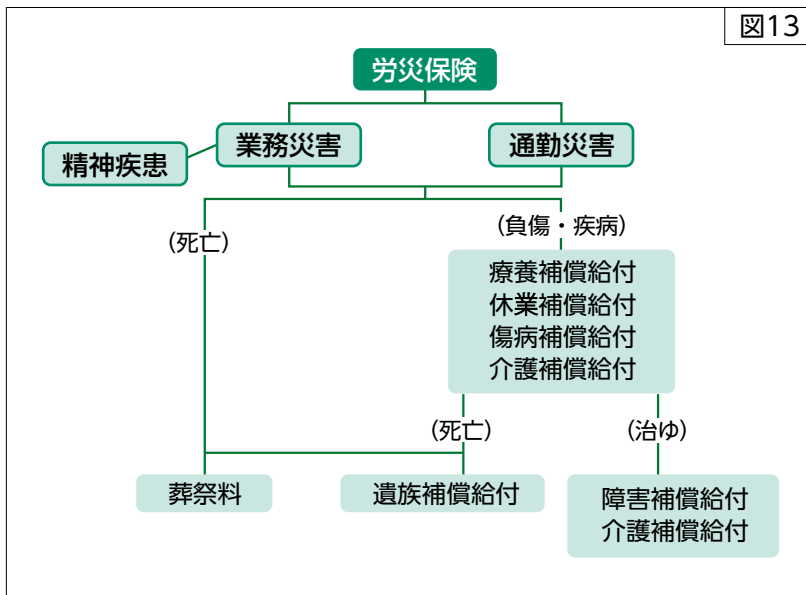
通勤途中に交通事故に遭ったり、仕事で道路を通行中に落下した物に当たるなどして負傷し、相手(第三者)に賠償責任がある場合は「第三者行為災害」にあたります。交通事故等の場合、加害者側の自動車保険による損害賠償と労災保険給付との支給調整が生じる場合がありますのでご注意ください。

森野 ところで自動車保険などは、一度でも利用すると等級が3等級も下がり、次の更新から保険料が急激に高くなります。

労災保険の特別加入ではどうなのでしょう？

大西 はい。労災保険給付を受けたとしても、そも

図13



事案によっては相当な期間を要する
事もありますのでご承知おき下さい。

森野 最後に、広い意味で「歯科技工
分野の労災保険」をおさらいしましょう
(図9、13)。

*勤務する歯科技工士は事業所の労
災加入義務で守られていて、保険料
は雇用主が支払っている。

*ワンマンラボ以外の歯科技工所は
経営側(開設者・管理者)も加入でき
て、その保険料は事業所が支払って
いる。

——こうした関係にも関わらず、

*ワンマンラボの歯科技工士と専従
者(家族従事者)だけは長年、加入でき

なかった。

これが今年度から3/1000という事務職と同等の低
い料率で特別加入できるようになった。これは実
に大きな前進です。まずは[料金シミュレーション]
を行い、具体的に考えてほしいですね。

大西 2回にわたりありがとうございました。(以上)

その料率改定がない限り、そのかたの**労災保険料
が上がる**ようなことはありません。

森野 認定や入金は、どういう流れになりますか？

川嶋 労災保険の給付決定は新宿労働基準監督署の
署長が行います。労災病院等において無料で治療を
うけられる療養の給付(現物給付)以外の給付金は、
この支給決定を受けて加入者が指定する振込口座へ
振込まれます。なお、業務上の災害や通勤災害に該
当するか否かについては、労働者災害補償保険法や
関連する行政通達等を基に判断されるところですが

これまで2回にわたり、歯科技工士の労災保険特別加入について解説してきました。最後に具体的な事例
をもとに、労災保険に加入していた場合と民間保険の場合の比較を見てみましょう。

Case Study

A 歯科技工士、雨降りのな
か自技工所から帰宅途中で
の事故(通勤災害)。最寄り
駅の階段から足を踏み外し、
運悪く脊髄等を損傷。病院に運ばれ、
手術等の治療を受けたものの、1年
間の入院の末、亡くなられたケース。

遺 族

妻(45歳)
→80歳で死亡

第1子
(15歳)

第2子
(13歳)

次ページの二段目で具体的な補償内容を見ていきます➡

日本歯技：第654号・2023年（令和5年）12月

39

歯科技工士の労働災害保険について 後編

- ▶ まず、歯科技工士が給付基礎日額25,000 円で特別加入した場合の補償額を見てみましょう。
※民間保険に加入した場合の金額等は加入する保険会社によって異なるため一例です。

	労災保険に特別加入した場合	民間保険(※)に加入した場合
年間保険料	25,000円×365×3/1000 =27,375円(\$1)	2,400円×12か月 =28,800円
療養補償	全額補償	【通院保険金】 * 1日当たり4,000円 (事故後180日以内の通院に限り90日を限度) 【手術保険金】 * 入院保険金日額の10倍、20倍、40倍 (手術の種類に応じ)
休業補償	25,000円×80%(\$2) =1日当たり20,000円	【入院保険金】 * 1日当たり6,000円(180日を限度)
障害補償	【年金の場合】(\$3) * 毎年 782.5万円 【一時金の場合】(\$3) * 1,257.5万円	【後遺障害保険金】 * 120万円～ 3000万円限度 (事故後180日以内の障害発生に限る)
遺族補償	【年金の場合】(\$4) * 毎年 557.5万円 + 特別一時金 300万円 【一時金の場合】 * 2,500万円	【死亡保険金】 * 3000万円限度 (事故後180日以内の死亡に限る)
葬祭給付	* 25,000円/日×60日分(\$5) =1,500,000円	—

- §1：年間保険料は、保険料給付基礎額(給付基礎日額×365)に歯科技工士の事業に定められた保険料率(3/1000)を乗じたものになります。
§2：休業補償は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%が支給されます。
§3：障害補償は、年金の場合は1級で、一時金の場合は8級で計算しています。
§4：遺族補償は、遺族が3人として計算しています。
§5：葬祭給付は、25,000円×30日分+315,000円の計算結果と比べ高い方が支給されます。

- ▶ これに基づき前ページ下部のケースでの補償額を計算すると以下ようになります。

	労災保険に特別加入した場合	民間保険(※)に加入した場合
療養補償	【療養給付】 * 手術代含め全額補償	【治療費】 * 全額自己負担 【手術保険金】(脊髄手術倍率：40倍) * 6,000円×40倍 =240,000円
休業補償	【休業給付】 * 25,000円/日×80%×(365-3)日 =7,240,000円	【入院保険金】 * 6,000円/日×180日 =1,080,000円
遺族補償	【遺族給付】(£1) * 第1子18歳まで 1,412万円 * 第2子18歳まで 1,206万円 * 妻55歳まで 1,204万円 * 妻80歳まで 9,187万円 年金総額 1億3,009万円 +特別一時金 300万円	【死亡保険金】 * 支給されない (事故後180日以内の死亡でないため)
葬祭給付	* 25,000円/日×60日分 =1,500,000円	—

- £1：遺族給付年金の計算は、遺族厚生年金・遺族基礎年金からの給付と併給調整を行ったうえでの給付シミュレーションです。
なお、第三者行為災害では給付が調整される場合があったり、物価スライドで給付が変動することがあります。

この機会にぜひ労災保険への加入をご検討ください